

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程

平成31年3月20日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第7条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長（以下「学長」という。）の任期に関し必要な事項を定める。

(任期)

- 第2条 学長の任期は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の運営における中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施と連動させることを基本とし、その始期は原則として、中期計画期間開始の1年前とする。
- 2 学長の任期は、4年とし、引き続き再任されることができる。この場合において、再任される任期は2年とする。
 - 3 学長は、原則として引き続き6年を超えて在任することはできない。

(任期の特例)

第3条 学長が前条第2項に規定する4年の任期満了後、引き続き再任されない場合又は学長が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程（平成16年規程第2号）第5条第1項第2号から第4号のいずれかに該当し、欠員となった場合における後任の学長の任期は、学長の残任期間、中期計画期間等を考慮し、改めて定めるものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学長の任期に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に学長である者及び過去に学長であった者については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。